

大潟村交流宿泊等誘致事業費補助金交付要綱

令和4年7月1日 全部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツや文化活動、農業体験等による滞在型観光施策の推進と、地域の活性化に資するため、大潟村交流宿泊等誘致事業費補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合宿等 スポーツ・文化活動、勉強等の合宿等(大会参加に係る宿泊は除く。)のほか、研修会、オリエンテーション、農業体験及び企業、団体等の村内視察研修に伴う宿泊をいう。
- (2) スポーツ・文化団体等 大学、高等学校、高等専門学校、中学校、小学校及び社会人が所属するスポーツ・文化部、団体等(同好会を含む。)並びに大潟村の行政視察又は村内企業視察を行う者(以下「視察者」という。)をいう。
- (3) スポーツ・文化施設 村内のスポーツ・文化施設をいう。
- (4) 宿泊施設 村内の旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条で規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊所営業に係る施設(キャンプ場等は除く。)をいう。
- (5) 参加者 選手及び指導者(部長、監督、コーチ、マネージャー等をいい、保護者(付添人)は含まない。)をいう。
- (6) 延べ宿泊者数 宿泊者数に宿泊日数を乗じた数をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、合宿等を実施する村外のスポーツ・文化団体等とする。

(交付の要件)

第4条 補助金の交付の対象となる合宿等は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) スポーツ・文化施設を利用し、かつ、村内の宿泊施設に宿泊すること。
- (2) 参加者数及び宿泊者数が5名以上であること。ただし、視察者は1名以上とする。
- (3) 当該年度の3月31日までに終了すること。
- (4) 主に営利を目的としないこと。
- (5) 宗教的又は政治的活動を目的としないこと。
- (6) 他の団体等からの補助を受けていないこと。
- (7) その他村長が不相当と認めるものでないこと。

(補助対象経費、補助金の額及び補助限度額)

第5条 補助の対象となる経費、補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を合宿等実施最終日から起算して30日以内までに村長に提出するものとする。

- (1) 大潟村交流宿泊等誘致事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- (2) 合宿等活動報告書又は視察等受入証明書(様式第2号)
- (3) 宿泊者名簿(様式第3号)
- (4) 宿泊領収書の写し
- (5) 活動状況が確認出来る写真(数枚)
- (6) 委任状(様式4号)
- (7) 請求書(様式5号)

2 補助対象者は、前項の手続きを宿泊施設に委任することにより行うものとする。

(補助金の交付)

第7条 村長は、前条により交付の申請があったときは、その内容を精査し、相当と認めるときは、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 村長は、補助金の交付を受けたものが、偽りその他不正行為により補助金を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表(第5条関係)

補助対象経費	合宿等に要する経費のうち宿泊料
補助金の額	1泊の宿泊料金の1/2(100円未満切捨、上限2,000円)×延べ宿泊者数(宿泊者数×宿泊日数)
補助限度額	50万円